

(案)

複写サービス仕様書

1 業務名

札幌市東区保護課複写サービス

2 複写サービス契約の趣旨

本業務は、受託者が複写サービスによる複写品を提供するに当たり、下記の場所に複写機を設置し、委託者に適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼動し得るように保守を行い、また複写サービスに必要な消耗品（用紙は除く。）を円滑に供給することにより、委託者がこれに対して複写サービス料金を支払うものとする。

3 設置台数及び設置場所

(1) 設置台数

3 台

(2) 設置場所

札幌市東区北 11 条東 7 丁目東区役所 2 階

札幌市東区保健福祉部保護一～四課で委託者が指定する場所

4 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの単年度契約とし、自動更新は行わない。複写機は、令和 7 年 4 月 1 日に正常に稼動できるように設置し、契約期間終了後は速やかに撤去すること。

5 設置機種

複写方式	乾式静電転写方式
型式	据置型
解像度	読取 600dpi、書込 600dpi 以上
階調	256 階調以上
原稿サイズ	最大 A3 判
ウォームアップタイム	30 秒以下
ファーストコピータイム	4.0 秒以下
複写速度	A4 横(短辺送り)で 70 枚以上/分
拡大、縮小機能	25%から 400%(1%単位の任意設定 原稿自動送り使用時も同様)
自動原稿送り	標準装備（両面原稿同時読取りも可）、用紙積載枚数 100

	枚以上
自動両面複写機能	標準装備
ソート機能	標準装備
用紙カセット	1,000 枚以上×1 段+550 枚以上×3 段、手差し 100 枚以上 装備
手差しトレイ	A3 サイズからはがきサイズまでの用紙の給紙
連続複写枚数	999 枚以上
機械占有寸法	幅 1,700mm×奥 820mm 以内（本体および排出トレイ、手差しを最大延ばした状態）
使用電源	AC100V・15A（50/60Hz）以下
その他	毎月の総複写枚数に占める両面複写枚数の比率がわかること
	設置する複写機は、必ずしも「工場出荷品（新品）」であることを要しない。
	グリーン購入法、エコマーク基準に適合している製品とする。
	受託者の費用で動産総合保険に加入すること
	プリンタ、スキャナ機能は不要だが搭載されていても差し支えない

6 年間複写予定枚数

550,000 枚

※過年度実績から算出したもので当該業務の履行に当たり保証するものではない。

7 複写機の保守

受託者は、複合機を常時正常な状態で使用できるように定期的に技術員を設置場所に派遣して点検及び調整を行わなければならない。また、複合機が故障した場合は、委託者の請求により、直ちに技術員を設置場所に派遣して点検及び調整を行い、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

8 消耗品の供給

受託者は、受託者の技術員の点検及び巡回又は委託者の通知に基づき、複合機の画質等維持のため受託者が必要と認めたときは、感光体、デベロッパ、トナー等の消耗品（用紙は除く）を交換するものとし、また、その他消耗品で予備手持量の不足を知ったときは、当該消耗品を供給するものとする。

9 操作方法の指導

受託者は、委託者に適切な操作方法を指導する。

10 複写サービス料金及びその支払

(1) 料金

複写品 1 枚当たりの単価を定める。

(2) 月間最低料金及び月間基本料金の設定

行わない。

(3) 料金の支払

1 ヶ月の複写枚数に複写品一枚当たりの単価（消費税及び地方消費税の額の額を含む。）を乗じて得た金額（1 円未満の端数は切り捨て）とする。

(4) 1 ヶ月の複写枚数の算出

1 ヶ月の総複写枚数から、受託者の責めに帰するものと認められる原因で生じた不良複写品及び受託者の技術員が当該複写機の保守により使用した複写品について控除する。

11 その他

業務完了届の提出先、検査等、契約金額の支払いは業務履行場所において行うものとする。また、この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度双方協議のうえ、これを定めるものとする。